

寒川町告示第 124 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき、町道の路線を次のように認定したので、同法第 9 条の規定により告示する。

その関係図面は、寒川町都市建設部道路課において、令和 6 年 12 月 16 日から 2 週間、縦覧に供する。

路 番	線 号	路 線 名	起 終	点 点
02124	一之宮 124 号線		一之宮三丁目	2151 番 7 地先
			一之宮三丁目	2150 番 4 地先
02125	一之宮 125 号線		一之宮四丁目	2700 番 4 地先
			一之宮四丁目	2700 番 18 地先
04045	大曲 45 号線		大曲四丁目	540 番 4 地先
			大曲四丁目	540 番 9 地先
07063	小谷 63 号線		小谷一丁目	648 番 24 地先
			小谷一丁目	648 番 16 地先
08051	小動 51 号線		小動	961 番 4 地先
			小動	961 番 12 地先
10152	倉見 152 号線		倉見	350 番 1 地先
			倉見	350 番 8 地先

令和 6 年 12 月 16 日

寒川町長 木 村 俊 雄